

■ 運行前点検

運行前点検は、車を使用する人が、1日1回運転する前に実施するよう法令により義務づけられています。

- 前日の異状箇所
- ブレーキペダルの踏みしろ、きき具合
- ブレーキリザーバタンクの液量
- タイヤの空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、金属片、石などの異物
- ※ タイヤの溝の深さ
- ※ エンジンオイル量
- ※ 燃料の量
- 灯火装置、方向指示器
- 後写鏡の写影
- 自動車登録番号標の汚れ、損傷
- 反射器の汚れ、損傷

※印は、高速走行が可能な道路を、走行する予定がない場合には行わなくてもよい項目です。